

「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム」 開催要綱

1 背景・目的

我が国が誇る出版文化の継承や、デジタル化された出版物を円滑に利活用できる環境の整備を目指し、出版物の収集・保存の在り方等について、産業構造全体を俯瞰した上で、現状の実態を踏まえつつ、検討し、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」に対して報告を行う。

2 名称

本ワーキングチームは、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム」（以下「利活用ワーキングチーム」という。）と称する。

3 主な検討事項

利活用ワーキングチームでは、主に以下の事項（技術的課題を除く。）について検討する。

- (1) デジタル・ネットワーク社会における出版物の収集・保存の在り方
- (2) デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑な利活用の在り方
- (3) 出版文化の維持発展と出版物に係る産業構造全体の在り方

4 構成及び運営

- (1) 利活用ワーキングチームの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 利活用ワーキングチームには主査を置く。
- (3) 主査は、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」構成員の互選により定める。
- (4) 主査は、利活用ワーキングチームを招集し、主宰する。
- (5) 主査は必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本会を招集し、主宰する。
- (7) 主査は、利活用ワーキングチームの検討を促進するため、サブワーキングチームを置くことができる。
- (8) 利活用ワーキングチームは、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、利活用ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 開催時期

本会の開催期間は、平成 22 年 4 月から平成 22 年 6 月を目途とする。

6 庶務

懇談会の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課、文化庁長官官房著作権課及び経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課が連携協力して行う。

(別 紙)

「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム」構成員

(敬称略、五十音順)

いけだ	たかお	凸版印刷株式会社経営企画本部経営企画部長
いけだ	まさひろ	日本印刷産業連合会常務理事
牛口	じゅんじ	株式会社紀伊國屋書店営業総本部営業推進本部長
おおくぼ	てつや	株式会社集英社役員待遇雑誌販売部長
大久保徹也		
おおはし	のぶお	日本書店商業組合連合会代表理事・株式会社東京堂書店代表取締役
大橋	信夫	
おぎ	たけひこ	丸善株式会社代表取締役社長
小城	武彦	
かとう	よしのり	大日本印刷株式会社 D プロジェクトチームサブリーダー
加藤	嘉則	
きたのひろあき		ヤフー株式会社取締役最高執行責任者
喜多埜裕明		
さとうよういち		グーグル株式会社 パートナービジネス開発本部 ストラテジックパートナー デベロップメントマネージャー
佐藤	陽一	
さとなかまちこ		マンガ家・デジタルマンガ協会副会長
里中満智子		
しぶや	たつき	早稲田大学法学部教授
渋谷		
しまなみ	りょう	神戸大学大学院法学研究科教授
島並	良	
すぎもと	しげお	筑波大学大学院図書館情報メディア研究科教授
杉本	重雄	
たなか	ひさのり	国立国会図書館総務部企画課長
田中	久徳	
とくだ	ひでゆき	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長兼環境情報学部教授
徳田	英幸	
なかむら	いちや	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
中村	伊知哉	
におり	しんご	KDDI 株式会社 グループ戦略統括本部 新規ビジネス推進本部 事業開発部長
新居	眞吾	
にれ	しゅうへい	作家・社団法人日本推理作家協会常任理事
榆	周平	
のぐち	ふじお	米国法人ソニーエレクトロニクス上級副社長
野口	不二夫	
ひろせ	えいじ	株式会社読売新聞グループ本社秘書部次長
広瀬	英治	
ふなもと	みちこ	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ユビキタスサービス部マシンコムサービス企画担当部長
船本	道子	
ほそじま	みつよし	日本電子書籍出版社協会専務理事
細島	三喜	
みた	まさひろ	作家・社団法人日本文藝家協会副理事長
三田	誠広	
むらせ	たくお	日本電子書籍出版社協会監事・弁護士
村瀬	やすのり	
やた	泰規	シャープ株式会社オンリーワン商品企画推進本部 STT 推進センター所長

(以上 25 名)